

帰化・国籍取得を希望する方へ 予約・国籍相談が必要です。

帰化・国籍取得等の手続に当たっては、あらかじめ国籍・家族関係・職業等について詳しくお話をうかがい、担当者から手続に必要な書類を案内しますので、初回の相談では1時間から2時間程度の時間をいただくこととなります。

また、帰化・国籍取得に求められる要件は以下のとおりです。
国籍相談を希望する方は、**旅券・在留カード**（更新前のものを含む。）をご用意の上、必ず電話で予約を行っていただくようお願いいたします。

帰化の要件

- ①引き続き5年以上日本に住所を有すること
- ②18歳以上で本国法により行為能力を有すること
- ③素行が善良であること
- ④自己又は配偶者・親族の収入により生計を営むことができること
- ⑤国籍を有しないか、日本国籍の取得により元の国籍を失うこと
- ⑥日本国憲法又は日本政府に対する不法団体への関与がないこと

認知された子の国籍取得の要件

- ①日本人父から認知されていること
- ②18歳未満であること（※）
- ③父が子の出生時に日本国民であること
- ④父が届出のときに日本国民であること（死亡している場合は死亡のときに日本国民であったこと）
- ⑤過去に日本国民であったことがないこと

※ 令和4年4月1日に16歳以上で上記要件を満たすときは、令和6年3月31日までの間、届出のときに20歳未満である場合に限り、日本国籍の取得が可能です。



・ 予約を行う際に簡単なヒアリングを行いますので、**10分**程度の時間をいただきます。

予約・お問合せは

水戸地方法務局戸籍課

〒310-0061 水戸市北見町1番1号（水戸法務総合庁舎2階）

TEL:029-227-9916（直通）

受付時間 平日8:30～17:15

（11:45～13:45の間はつながりにくい場合があります。）